

一般廃棄物処理基本計画 概要版（案）

基本的事項

- 目的** 本計画は、現行計画の策定から5年が経過することから、中間目標年度における計画目標の達成状況、社会経済情報の変化や施策の評価を踏まえ、現行計画の見直しを行い、安城市（以下「本市」という。）が長期的な視点に立ってごみの排出抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるための基本的な方向性を定めるものです。
- 位置付け** 市町村は、廃棄物処理法の第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないとされています。本計画は、「一般廃棄物処理計画」のうち、中長期の処理計画である「一般廃棄物処理基本計画」となります。
- 期間** 2023（令和5）年度を初年度とし、計画策定から15年後の2037（令和19）年度を計画目標年度とします。
- 範囲** 本市における一般廃棄物のごみと生活排水を対象とします。

ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の現状

本市の分別区分は、大きくは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの4分別です。

ごみ排出量の実績を図-1に示します。

家庭系ごみ排出量は、2012（平成24）年度以降減少傾向にあり、2018（平成30）年度以降増加に転じましたが、2021（令和3）年度に再び減少しています。また、10年間の平均でごみ総排出量の約73%を占めています。

事業系ごみ排出量は、2012（平成24）年度以降増加傾向にありましたが、2020（令和2）年度に大きく減少しています。2021（令和3）年度に再び増加に転じ、10年間の平均ではごみ総排出量の約27%を占めています。

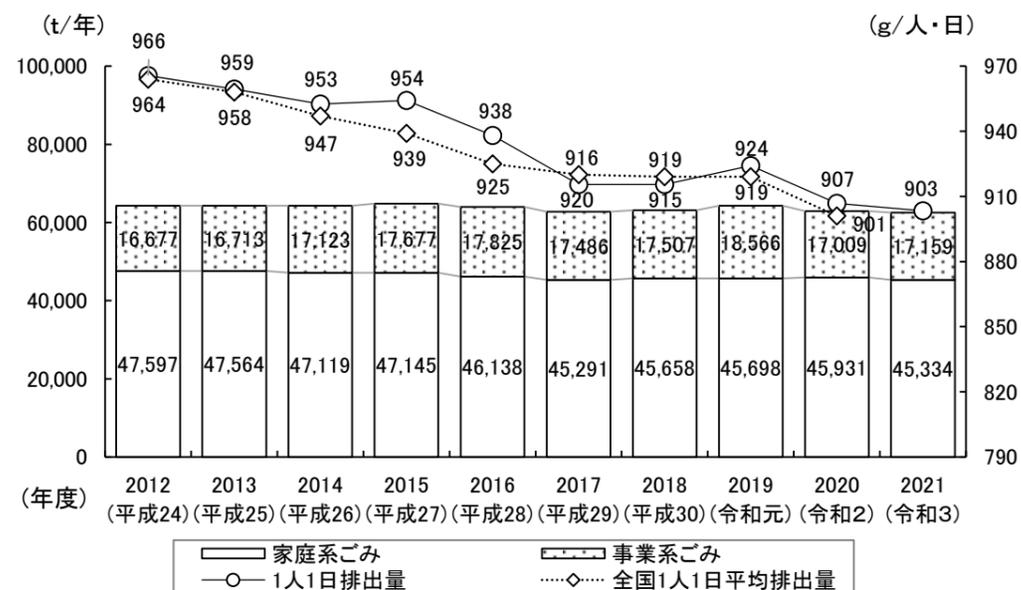


図-1 ごみ排出量の実績

2. 現行計画の達成状況

現行計画の達成状況を表-1に示します。

表-1 現行計画の達成状況

指標	2020(令和2)年度 実績値	2020(令和2)年度 目標値	達成状況	(参考) 2021(令和3)年度 実績値
2Rの啓発回数	0回/年	36回/年	×	8回/年
リサイクル率	21.6%	25.5%	×	21.5%
1人1日当たりの最終処分量	70g/人・日	88g/人・日	○	66g/人・日

3. ごみ処理の課題

- 事業系ごみの排出量は年々増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の影響等により2020（令和2）年度に大きく減少しましたが、2021（令和3）年度に再び増加に転じています。今後のポストコロナ時代の傾向について注視していく必要があります。
- 2Rの啓発回数及びリサイクル率について、現行計画の2020（令和2）年度の目標値を達成できておらず、4Rの推進をより一層強化する必要があります。
- 可燃ごみに占める紙類及びプラスチック類の割合は約5割であり、紙類の分別排出及びプラスチック削減について、今後とも普及・啓発していく必要があります。
- 食品ロス削減について、可燃ごみ中の厨芥類の割合は約1割を占めており、エコクッキング教室やフードバンク事業も未実施であることから、食品ロス削減に向けた施策を実施していく必要があります。

ごみ処理基本計画

1. 基本理念

ごみ処理基本計画の基本理念を以下のとおり設定します。

**限りある資源を大切にし、ごみの減量と適正な処理により、
環境負荷の少ない 持続可能なまち**

2. 数値目標

国及び県の目標値と現行計画の数値目標の達成状況を踏まえ、ごみ処理基本計画の中間目標年度及び計画目標年度の数値目標を表-2に示します。

既存施策を確実に実施し、かつ、可燃ごみ及び不燃ごみ中に含まれるプラスチックごみの分別を徹底し、効率的な回収を行うとともに、可燃ごみ中の食品ロスを削減することで、目標達成を目指します。

表-2 ごみ処理基本計画の数値目標

指標	【基準年度】 （実績値）	【中間目標年度】		【計画目標年度】
	2021(令和3)年度	2027(令和9)年度	2032(令和14)年度	2037(令和19)年度
1人1日当たりのごみ排出量	903 g/人・日	884 g/人・日	873 g/人・日	864 g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ、集団資源回収を除く)	510 g/人・日	472 g/人・日	460 g/人・日	449 g/人・日
リサイクル率	21.5%	23.6%	23.9%	24.5%
最終処分量	4,598 t/年	4,801 t/年	4,717 t/年	4,403 t/年

3. 施策の体系

ごみ処理基本計画の施策体系を図-3 に示します。



図-3 ごみ処理基本計画の施策体系

生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水処理の現状

汚水処理人口普及率は、2017(平成29)年度から2021(令和3)年度にかけて、86.4%から91.9%と、5.5%増加しています。

2. 生活排水処理の課題

本市の水生化・生活雑排水処理人口及び汚水処理人口普及率は年々増加していますが、一部の河川の水質が依然として環境基準値を超過しており、引き続き生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について普及・啓発を図り、下水道への接続や、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの合併処理浄化槽への転換を促す必要があります。

生活排水処理基本計画

1. 基本理念

生活排水処理基本計画の基本理念を以下のとおり設定します。

環境負荷の少ない暮らしにより、良好な水環境を
次世代までつなげていく 持続可能なまち

2. 数値目標

生活排水処理基本計画の中間目標年度及び計画目標年度の数値目標を表-3 に示します。

表-3 生活排水処理基本計画の数値目標

指標	【基準年度】 (実績値)	【中間目標年度】		【計画目標年度】
	2021(令和3) 年度	2027(令和9) 年度	2032(令和14) 年度	2037(令和19) 年度
汚水処理人口普及率	91.9%	96.4%	97.0%	97.7%

3. 施策の体系

生活排水処理基本計画の施策体系を図-4 に示します。

基本方針1 生活排水処理施設の整備促進

施策1 浄化槽設置整備事業補助金制度の継続及び周知

施策2 公共下水道整備の促進

基本方針2 し尿処理施設の維持管理

施策1 環境クリーンセンターの適切な維持管理

基本方針3 水環境の改善に向けた啓発

施策1 家庭での生活排水対策の啓発

施策2 浄化槽の適正管理の啓発

図-4 生活排水処理基本計画の施策体系